

Title	災異説の構造解析 : 何休の場合
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 1995, 17, p. 70-89
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61117
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

災異説の構造解析——何休の場合

岩 本 憲 司

(跡見学園女子大学)

はじめに

『春秋』の經文は千八百餘條と言われているが、そのうち、災異を記したものは、筆者の勘定が正確ならば、百三十九條ある。内譯は、公羊傳文に「記災」とあるもの十六條、「有天災」とあるもの一條、傳文はないが「災」と推定できるもの四十二條、また、傳文に「記異」とあるもの三十二條、傳文はないが「異」と推定できるもの四十八條である。つまり、「災」が五十九條と、「異」が八十條とで、都合百三十九條になるのであるが、何休はその『春秋公羊經傳解詁』において、これら全てにもれなく注を施している〔まれに當該箇所注がない場合もあるが、そのような場合には、他の箇所の注で必ずそれにふれている〕。本稿

では、これらの注について、年代順に①から⑬までの番號をふり、特にその災異説としての構造に着目して、基礎的な解析を試みる。

ところで、解析をするに當たり、まず押さえておかなければならないことがある。それは、「異者 非常可怪 先事而至者」「災者 有害於人物 隨事而至者」〔後にあげる①及び②〕という、何休自身による「災」と「異」とに關する一般的定義の存在である。今これを筆者なりに言いかえると、「異」は人事の前徴であり、「災」は人事の應徴である、ということになる。したがって、解析の焦點は、おのずと、災異と人事との前後關係にしばられる。

〔災〕

(一) 單純型 四十二例

- 〔2〕(隱公五年秋) 螟〔傳〕記災
災者 有害於人物 隨事而至者 先是隱公張百金
之魚 設苛令急法以禁民之所致
- 〔3〕(隱公八年秋) 螟〔傳〕なし
- 〔6〕(桓公元年) 秋大水〔傳〕記災
先是桓篡隱 百姓痛傷悲哀之心既蓄積 而復專易
朝宿之巨 陰逆而與怨氣并之所致
- 〔11〕(桓公十有三年) 夏大水〔傳〕なし
為龍門之戰 死傷者衆 民悲哀之所致
- 〔13〕(桓公十有四年) 秋八月壬申御廩災〔傳〕記災
先是龍門之戰 死傷者衆 桓無惻痛於民之心 不
重宗廟之尊 逆天危先祖 鬼神不饗 故天應以災
御廩
- 〔15〕(莊公六年秋) 螟〔傳〕なし
先是伐衛納朔 兵歷四時乃反 民煩擾之所生
- 〔17〕(莊公七年) 秋大水 無麥苗〔傳〕記災
先是莊公伐衛納朔 用兵踰年 夫人數出淫泆 民
怨之所生
- 〔18〕(莊公十有一年) 秋宋大水〔傳〕記災
先是二國比興兵相敗 百姓同怨而俱災 故明天人
相與報應之際 甚可畏之
- 〔22〕(莊公二十年) 夏齊大災〔傳〕記災
病者 邪亂之氣所生 是時魯任鄭瞻 夫人如莒淫
泆 齊侯亦淫諸姑姊妹 不嫁者七人
- 〔27〕(莊公二十有八年) 冬築微 大無麥禾〔傳〕關係なし
此夫人淫泆之所致
- 〔36〕(僖公十有一年) 秋八月大雩〔傳〕なし
公與夫人出會 不恤民之應
- 〔41〕(僖公十有五年秋) 八月蠶〔傳〕なし
公久出 煩擾之所生
- 〔44〕(僖公二十年夏) 五月乙巳西宮災〔傳〕記災
是時僖公爲齊所脅 以齊媵爲嫡 楚女廢 在西宮
而不見恤 悲愁怨曠之所生也
- 〔45〕(僖公二十有一年) 夏大旱〔傳〕記災

新作南門之所生

〔51〕(文公八年冬) 蠓〔傳〕なし

先是公如晉 公子遂公孫敖比出 不可使 勢奪於大夫 煩擾之應

〔59〕(宣公六年) 秋八月蠓〔傳〕なし

先是宣公伐莒取向 公比如齊所致

〔60〕(宣公七年秋) 大旱〔傳〕なし

爲伐萊險時也

〔63〕(宣公十年秋) 大水〔傳〕なし

先是城平陽 取根牟及蕪 役重民怨之所生

〔64〕(宣公十有三年) 秋蠓〔傳〕なし

先是新饑 而使歸父會齊人伐莒 賦斂不足 國家

遂虛 下求不已之應

〔65〕(宣公十有五年) 秋蠓〔傳〕なし

從十三年之後 上求未已 而又歸父比年再出會

內計稅敵 百姓動擾之應

〔71〕(成公三年秋) 大雩〔傳〕なし

成公幼少 大臣秉政 變亂政教 先是作丘甲 爲

牽之戰 伐鄭 圍棘 不恤民之所生

〔73〕(成公五年) 秋大水〔傳〕なし

先是既有丘甲牽棘之役 又重以城鄆 民怨之所生

〔75〕(成公七年) 冬大雩〔傳〕なし

先是公會諸侯救鄭 承前不恤民之所致

〔80〕(襄公五年) 秋大雩〔傳〕なし

先是襄公數用兵 圍彭城 城虎牢 三年再會 四

年如晉 踰年乃反 又賦斂重 恩澤不施之所致

〔81〕(襄公七年秋) 八月蠓〔傳〕なし

先是鄭小邾婁來朝 有賓主之賦 加以城費 季孫

宿如衛 煩擾之應

〔82〕(襄公八年) 秋九月大雩〔傳〕なし

由城費 公比出會 如晉 莒人伐我 動擾不恤民

之應

〔83〕(襄公九年) 春宋火〔傳〕記災

是時周樂已毀 先聖法度 浸疏遠不用之應

〔87〕(襄公十有六年秋) 大雩〔傳〕なし

先是伐許 齊侯圍成 動民之應

〔88〕(襄公十有七年秋) 九月大雩〔傳〕なし

比年仍見圍 不暇恤民之應

〔94〕(襄公二十有四年秋) 大水〔傳〕なし

前此叔孫豹救晉 仲孫羯侵齊 比興師衆 民怨之

所生

98 (襄公二十有八年) 秋八月大雩〔傳〕なし

公方欲如楚 先是・豫賦于民之所致

99 (襄公三十年夏) 五月甲午宋災 伯姬卒〔傳〕なし

伯姬守禮含悲極思之所生

100 (昭公三年秋) 八月大雩〔傳〕なし

先是・公季孫宿比如晉

105 (昭公八年秋) 大雩〔傳〕なし

先是・公如楚 半年乃歸 費・多賦・重所致

108 (昭公十有六年秋) 九月大雩〔傳〕なし

先是・公數如晉

117 (昭公二十有四年) 秋八月大雩〔傳〕なし

先是・公如晉 仲孫攬卒 民被其役／明年叔倪出會

故秋七月復大雩

119 (昭公二十有五年) 秋七月上辛大雩 季辛又雩〔傳〕

關係なし

前項117を参照

121 (定公元年秋) 九月大雩〔傳〕なし

定公得立尤喜 而不恤民之應

125 (定公七年秋) 大雩〔傳〕なし

先是・公侵鄭 城中城 季孫斯仲孫忌如晉 圍運
費・重・不・恤・民・之・應

126 (定公七年秋) 九月大雩〔傳〕なし

承前費・重・不・恤・民 又重之以齊師伐我 我自救之役

127 (定公十有二年) 秋大雩〔傳〕なし

不能事事信用孔子 聖澤廢

136 (哀公十有三年秋) 九月蠶〔傳〕なし

先是・用田賦 又有會吳之費

以上四十二例は、いづれもみな、ある一つの「災」

を人事の應徴と解釋しており、上の何休自身の定義に

合致した、いわば單純型である。そして、その言辭の

構造は、「先是」「是時」「前此」などで起こし、「應」

「所致」「所生」などで結び、その間に人事が入る、

という型になっている(なお、後にも述べるが、結び

のうち、「所生」はともかくも、「應」と「所致」と

は、時間の前後關係の指標にはなり得ない)。ところが

で、ここに言う「人事」とは、多くの場合、單獨では

なくて複數、つまり、性格の類似した人事の集合をな

している。これをもう少し詳しくみると、(A)(B)(C)

の三つに分解できる。(A)は、經文の特定できるもの、

(B)は、經文の特定できないもの〔實例は少ない〕で、この二つは、具體的・簡別的な言辭で述べられている。また、(C)は、(A)(B)の結果や性格などの説明で、抽象的・一般的な言辭で述べられている。實例でいえば、繰り返し出てくる「煩擾」「民怨」「不恤民」などが、この(C)に相當する。

さて、以上の解析から、何休の「災」解釋における言辭の基本型とも言うべきものが定立できる。それは、次のような構造をもつ。

○「先是」+(A)(B)+(C)+「應」「所致」「所生」

ただし、もちろん、箇々の實例では、これら全ての要素が出揃っているとは限らない。

(二) その他 九例

ここでは、單純型ではあるが、簡別に解説の必要があると思われるものを挙げる。

㉞ (僖公十有三年) 秋九月大雩〔傳〕なし

由陽穀之會不恤民 復會于鹹 城緣陵 煩擾之應

三つの人事のうち、最後の「城緣陵」は、實は、翌十四年のことである。單なる不注意であろうか？

㉟ (宣公十有五年) 冬螽生〔傳〕上變古易常 應是而有天災

應是變古易常而有天災 螽 民用飢

これは、何休を待つまでもなく、傳自體がすでに「災」を人事の應徴と解釋している、きわめて珍しい例である。

㊱ (昭公六年) 秋九月大雩〔傳〕なし

先是季孫宿如晉 是後叔弓與公比如楚 有豫賦之煩也

ここには、「是後」とあるが、それに惑わされることなく、「豫賦」に注目すれば、單純型であることがわかる。なお、㉞を參照。

㊲ (定公二年) 夏五月壬辰雉門及兩觀災〔傳〕記災

此本子家駒諫昭公所當先去以自正者 昭公不從其言 卒爲季氏所逐 定公繼其後 宜去其所以失之者 故災亦云爾

㊳ (哀公三年) 夏五月辛卯桓宮僖宮災〔傳〕記災

災 不宜立

この二例に於いては、立てたこと自體が人事であると考えられる。とすれば、ここでは、人事と災異との對象が同一なのであつて、兩者の關係は、他の多くの例のように象徴的ではなく、直接的である。しかも、人事が「立て」、災異が逆に「こわす」というのだから、ここでは、災異説を解釋する場合によく言われる、同類相動による機械論は通用しない〔筆者自身は、同類相動が機械論であるとは考えないが〕。つまり、こは、純粹に目的論の世界なのである。

〔58〕(宣公)三年春王正月郊牛之口傷 改卜牛 牛死 乃不郊 猶三望〔傳〕關係なし

宣公養牲 不謹敬 不絜清 而災

〔74〕(成公)七年春王正月饑鼠食郊牛角 改卜牛 饑鼠

又食其角 乃免牛〔傳〕なし

易京房傳曰 祭天不慎 饑鼠食郊牛角 書又食者

重録魯不覺寤 重有災也

〔29〕(定公十有五年春王正月)饑鼠食郊牛 牛死 改卜

牛〔傳〕關係なし

災 不敬也

〔31〕(哀公元年春)饑鼠食郊牛 改卜牛〔傳〕なし

災 不敬故

この四例は、「記災」という傳文が全く見當たらなため、『公羊傳』の段階では、「災」とは言えないが、『漢書』五行志では、「災」としてあげられ、何れも勿論、「災」として解釋しているものである。ただし、解釋のためにもち出されている人事は、いづれもみな、災異そのものに極めて密着しており、「災」と言つても、實は、限りなく人災に近い。

(三)複合型 四例

〔8〕(桓公五年秋)大雩〔傳〕記災

旱者 政教不施之應 先是桓公無王行 比爲天子

所聘 得志益驕 去國遠狩 大城祝丘 故致此旱

〔9〕(桓公五年秋)螽〔傳〕記災

螽者 煩擾之所生 與上旱同說

上にあげた單純型では、一つの人事(の集合)に一つの「災」が對應していたが、ここでは、複数の「災」が對應している。つまり、〔8〕・〔9〕という二つの「災」が、同一の人事(の集合)の應徴とされているのであ

る。次にあげる例も同様。

〔23〕(莊公二十有四年秋)大水〔傳〕なし

夫人不制 遂淫二叔 陰氣盛／故明年復水也

〔25〕(莊公二十有五年)秋大水 鼓用牲于社于門〔傳〕

關係なし

前項〔23〕を参照

〔異〕

(一) 單純型 三十七例

〔1〕(隱公)三年春王二月己巳日有食之〔傳〕記異

異者 非常可怪 先事而至者 是後衛州吁弑其君

完 諸侯初僭 魯隱係獲 公子翬進諂謀

此象君行暴急外見畏

〔7〕(桓公三年)秋七月壬辰朔日有食之既〔傳〕關係なし

是後楚滅鄧穀 上僭稱王

此象君行外疆內虛〔1〕の注

〔10〕(桓公八年)冬十月雨雪〔傳〕記異

周之十月 夏之八月 未當雨雪 此陰氣大盛 兵

象也 是後有郎師龍門之戰 汜血尤深

〔14〕(桓公十有七年)冬十月朔日有食之〔傳〕なし

是後夫人譖公 爲齊侯所誘殺

〔19〕(莊公十有七年)冬多麋〔傳〕記異

麋之爲言 猶迷也 象魯爲鄭瞻所迷惑也

〔20〕(莊公)十有八年春王三月日有食之〔傳〕なし

是後戎犯中國 魯蔽鄭瞻 夫人如莒 淫泆不制所

致

此象君行懦弱見陵〔1〕の注

〔21〕(莊公十有八年)秋有蜮〔傳〕記異

蜮之言 猶惑也 其毒害傷人 形體不可見 象魯

爲鄭瞻所惑 其毒害傷人 將以大亂 而不能見也

〔28〕(莊公二十有九年)秋有蜚〔傳〕記異

蜚者 臭惡之蟲也 象夫人有臭惡之行

〔29〕(莊公三十年秋)九月庚午朔日有食之 鼓用牲于社

〔傳〕なし

是後魯比弑二君 狄滅邢衛

〔34〕(僖公五年秋)九月戊申朔日有食之〔傳〕なし

此象齊桓德衰 是後楚遂背叛 狄伐晉 滅溫 晉里克比弑其二君

〔37〕(僖公)十有二年春王三月庚午日有食之〔傳〕なし

是後楚滅黃 狄侵衛

〔39〕(僖公十有四年)秋八月辛卯沙鹿崩〔傳〕記異

此象天下異 齊桓將卒 霸道毀 夷狄動 宋襄承

其業 爲楚所敗之應

〔40〕(僖公十有五年)夏五月日有食之〔傳〕なし

是後秦獲晉侯 齊桓公卒 楚執宋公 霸道衰 中國微弱之應

〔43〕(僖公)十有六年春王正月戊申朔實石于宋五 是月

六鷁退飛過宋都〔傳〕記異

王者之後有亡徵 非新王安存之象 故重錄爲戒

記災異也 石者 陰德之專者也 鷁者 鳥中之耿

介者 皆有似宋襄公之行 襄欲行霸事 不納公子

目夷之謀 事事耿介自用 卒以五年見執 六年終

敗 如五石六鷁之數 天之與人 昭昭著明 甚可

畏也

〔48〕(文公元年春)二月癸亥朔日有食之〔傳〕なし

是後楚世子商臣弑其君 楚滅江六 狄比侵中國

〔50〕(文公三年秋)雨螽于宋〔傳〕記異

螽猶衆也 衆死而墜者 羣臣將爭彊相殘賊之象

是後大臣比爭鬪相殺 司城驚逃 子哀奔亡 國家

廓然無人 朝廷久空 蓋由三世內娶 貴近妃族

禍自上下 故異之云爾

〔54〕(文公十有一年)冬十月甲午叔孫得臣敗狄于鹹〔傳〕

狄者何 長狄也 兄弟三人 一者之齊 一者之魯

一者之晉 其之齊者 王子成父殺之 其之魯者

叔孫得臣殺之 則未知其之晉者也〔中略〕何以書

記異也

魯成就周道之封 齊晉霸尊周室之後 長狄之操

無羽翮之助 別之三國 皆欲爲君 此象周室衰

禮義廢 大人無輔佐 有夷狄行 事以三成 不可

苟指一 故自宣成以往 弑君二十八 亡國四十

〔57〕(文公十有五年夏)六月辛丑朔日有食之 鼓用牲于

社〔傳〕なし

是後楚人滅庸 宋人弑其君處曰 齊人弑其君商人

宣公弑子赤 莒弑其君庶其

〔68〕(宣公十有七年夏)六月癸卯日有食之〔傳〕なし

是後邾婁人戕郈子 四國大夫敗齊師于寗 齊侯逸

獲 君道微 臣道強之所致

72 (成公五年夏) 梁山崩〔傳〕記異

此象諸侯失勢 王道絕 大夫擅恣 為海內害 自是之後 六十年之中 弑君十四 亡國三十二

76 (成公) 十有六年春王正月雨水水〔傳〕記異

木者 少陽 幼君大臣之象 水者 凝陰 兵之類也 水膏木者 君臣將執於兵之徵也

84 (襄公十有四年春) 二月乙未朔日有食之〔傳〕なし

是後衛侯為彊臣所逐 出奔 淇梁之盟 信在大夫

85 (襄公十有五年) 秋八月丁巳日有食之〔傳〕なし

是後淇梁之盟 信在大夫 齊蔡莒莒衛之禍 徧滿天下

96 (襄公二十有七年) 冬十有二月乙亥朔日有食之〔傳〕なし

是后闞殺吳子餘祭 蔡世子般弑其君 莒人弑其君之應

104 (昭公七年) 夏四月甲辰朔日有食之〔傳〕なし

是後楚滅陳蔡 楚弑君虔于乾谿

111 (昭公十有八年) 夏五月壬午宋衛陳鄭災〔傳〕記異

應以同日俱災 若曰無天下云爾

112 (昭公十有九年夏五月) 己卯地震〔傳〕なし

季氏稍盛 宋南里以叛 王室大亂 諸侯莫肯救 晉人圍郊 吳勝雞父 尹氏立王子朝之應

113 (昭公二十有一年) 秋七月壬午朔日有食之〔傳〕なし

是後周有篡禍

114 (昭公二十有二年冬) 十有二月癸酉朔日有食之〔傳〕なし

是後晉人圍郊 犯天子邑

116 (昭公二十有四年) 夏五月乙未朔日有食之〔傳〕なし

是後季氏逐昭公 吳滅巢 弑其君僚 又滅徐

118 (昭公二十有五年夏) 有鸛鵠來巢〔傳〕記異

非中國之禽而來居此國 國將危亡之象 鸛鵠猶權欲 宜穴又巢 此權臣欲國 自下居上之徵也 其後卒為季氏所逐

120 (昭公三十有一年冬) 十有二月辛亥朔日有食之〔傳〕なし

是後昭公死外 晉大夫專執 楚犯中國 圍蔡也

〔24〕(定公)五年春王正月辛亥朔日有食之〔傳〕なし

是後、臣恣日甚 魯失國寶 宋五大夫叛

〔28〕(定公十有二年冬)十有一月丙寅朔日有食之〔傳〕

なし

是後、薛弒其君比 晉荀寅士吉射入于朝歌以叛

〔30〕(定公十有五年秋)八月庚辰朔日有食之〔傳〕なし

是後、衛蒯瞶犯父命 盜殺蔡侯申 齊陳乞弒其君舍

〔35〕(哀公十有二年)冬十有二月螽〔傳〕記異

自是之后 天下大亂 莫能相禁 宋國以亡 齊并

於陳氏 晉分爲六卿

〔37〕(哀公十有三年)冬十有一月有星孛于東方〔傳〕記

異

周十一月 夏九月 日在房心 房心 天子明堂

布政之庭 於此旦見與日爭明者 諸侯代王治 典

法滅絕之象 是後、周室遂微 諸侯相兼 爲秦所滅

燔書 道絶

以上三十七例は、いづれもみな、ある一つの「異」を人事の前徴と解釋しており、上の何休自身の定義に合致した、いわば單純型である〔もつとも、〔54〕は後述する複合型の含みもある〕。そして、その言辭の構造

は、時の指標である「是後」に人事(A)(B)が結びついたものが、核をなしている。多くの例は、この核のみで成立しているが、核の上に、「象」に人事(C)が結びついたものが、附加されている例もかなりある〔なお、「災」のところで述べた(C)の解説のうち、「結果」という言葉は、ここでは不適切であるから、ぬいて考える〕。また、核の下に、(C)が附加され、「應」や「所致」で結ぶ、という例もかなりある〔結びだけ(C)はない場合もあるが〕。

さて、以上の解析から、何休の「異」解釋における言辭の基本型とも言うべきものが、二つ定立できる。それらは、次のような構造をもつ。

○「象」+(C)+「是後」+(A)(B)

○「是後」+(A)(B)+(C)+「應」〔所致〕

ただし、もちろん、箇々の實例では、これら全ての要素が出揃っているとは限らないこと、「災」の場合と同様である〔なお、細かく言うと、「象」に(B)が結びついた場合、(C)が(A)(B)と關わりない場合などもあるが、煩瑣になるので、ここでは、例外としてお

く)。ところで、ここでは、特に後者に注目すべきである。それは、一見してわかるように、後者が「災」の場合と全く同型だからである。この点については、後に詳述する。

(二) その他 三例

ここでは、単純型ではあるが、個別に解説の必要があると思われるものを挙げる。

⑤ (隱公九年春三月) 庚辰大雨雪 (傳) 記異

蓋師説以爲平地七尺雪者 盛陰之氣也 八日之間
先示隱公以不宜久居位 而繼以盛陰之氣大怒 此
桓將怒而弑隱公之象

ここは、定義に反するものとして後に挙げる④(これより七日前の異「癸酉大雨震電」と關係する。つまり、隱公の居坐りという人事の應徴として異④が起こり(だから、定義に反するのである)、ひきつづいて起こった異⑤は、桓公による隱公弑殺の前徴である、というのである。この例をわざわざ個別にとり挙げたわけは、今まで見てきた人事が、獨立のもの、あるいは、

は、獨立のものの單なる集合であった(春秋經文はそれぞれ獨立しているから、當然なのだ)のに對して、ここでは、④に關わる人事と⑤に關わる人事とが、獨立ではなく、發展してゆく一連の人事だからである。なお、このような災異と人事との對應づけ、つまり、災異を、發展してゆく一連の人事の流れの中に、適宜配置する、ということは、實際の災異解釋、特に『春秋』の災異解釋では、その對象の性格からして、方法的に困難であるため、あまり例を見ないが、理論としては、かなり整った型で存在する。それは、董仲舒による「災」と「異」とに關する一般的定義に見られるものである。

○ 臣謹案春秋之中 視前世已行之事 以觀天人相與之際 甚可畏也 國家將有失道之敗 而天乃先出災害以謹告之 不知自省 又出怪異以警懼之 尚不知變 而傷敗乃至 以此見天心之仁愛人君而欲止其亂也 (『漢書』本傳)

これは、上に挙げた何休の定義とは異なる、もう一つの定義と言えるが、董仲舒の災異説の構造については、稿を改めて解析しなければならない。

113 (昭公二十有三年秋) 八月乙未地震〔傳〕なし

是時猛朝更起 與王爭入 遂至數年 晉陵周竟

吳敗六國 季氏逐昭公 吳光弑僚 滅徐 故日至

三食 地爲再動

これは、五つの異〔既出の112・113・114・116及びこの115〕を總括的に述べている、珍しい例である。ただし、115以外は、それぞれの當該箇所にも、同様の解説がついている。

139 (哀公) 十有四年春西狩獲麟〔傳〕記異

麟者 木精 薪采者 庶人燃火之意 此赤帝將代周居其位 故麟爲薪采者所執 麟於周爲異 春秋記以爲瑞

これは、説明するまでもなく、災異が祥瑞も兼ねるという、周知の解釋である。

(三) 複合型 十一例

24 (莊公二十有五年夏) 六月辛未朔日有食之 鼓用牲

于社〔傳〕關係なし

是後夫人遂不制 通於二叔 殺二嗣子也

26 (莊公二十有六年) 冬十有二月癸亥朔日有食之〔傳〕

なし

異與上日食略同

上にあげた單純型では、一つの人事(の集合)に一つの「異」が對應していたが、ここでは、複数の「異」が對應している。つまり、24・26という二つの「異」が、同一の人事(の集合)の前徴とされているのである。以下同様であるが、最後のものだけは、三例が一組である。

61 (宣公八年) 秋七月甲子日有食之既〔傳〕なし

是後楚莊王圍宋 析骸易子 伐鄭勝晉 鄭伯肉袒 晉大敗於邲 中國精奪 屈服強楚之應

62 (宣公十年) 夏四月丙辰日有食之〔傳〕なし

與甲子既同 事重 故累食

77 (成公十有六年夏) 六月丙寅朔日有食之〔傳〕なし

是後楚滅舒庸 晉厲公見餓殺ノ尤重 故十七年復食

79 (成公十有七年冬) 十有二月丁巳朔日有食之〔傳〕

なし

前項77を参照

〔93〕(襄公二十有四年) 秋七月甲子朔日有食之既〔傳〕なし

是後楚滅舒鳩 齊崔杼衛甯喜弑其君

〔95〕(襄公二十有四年秋) 八月癸巳朔日有食之〔傳〕なし

與甲子同

〔107〕(昭公十有五年夏) 六月丁巳朔日有食之〔傳〕なし

并十七年食 蓋與享于大辰同占

〔109〕(昭公十有七年) 夏六月甲戌朔日有食之〔傳〕なし

前項〔107〕を参照

〔110〕(昭公十有七年) 冬有星孛于大辰〔傳〕記異

心者 天子明堂 布政之宮 亦爲孛彗者 邪亂之氣 掃故置新之象 是後周分爲二 天下兩主 宋南里以亡

〔定義に反するもの〕

(一) 「災」を人事の前徴としてしているもの 四例

〔67〕(宣公十有六年) 夏成周宣謝災〔傳〕記災

天災中興之樂器 示周不復興

〔70〕(成公三年春二月) 甲子新宮災 三日哭〔傳〕記災

此象宣公篡立 當誅絕 不宜列昭穆 成公幼少

臣威大重 結怨彊齊 將不得久承宗廟之應

ここは、前半に、當爲という新たな要素が入っているが、全體的にみて、「異」の單純型のところでは〔39〕と、同型である。

〔106〕(昭公九年) 夏四月陳火〔傳〕關係なし

陳已滅 復火者 死灰復燃之象也 此天意欲存之

故從有國記災

〔134〕(哀公四年夏) 六月辛丑蒲社災〔傳〕記災

戒社者 先王所以威示教戒諸侯 使事上也 災者象諸侯背天子 是後宋事彊吳 齊晉前驅 滕薛俠 轍 魯衛驂乘 故天去戒社 若曰王教滅絶云爾

ここは、「象」とあり、「是後」とあつて、先に定立した「異」の基本型そのものである。

(二) 「異」を人事の應徴としてしているもの 十二例

〔4〕(隱公九年春)三月癸酉大雨震電〔傳〕記異

震雷電者 陽氣也(中略)周之三月 夏之正月
雨當水雪雜下 雷當聞於地中 其雉雖 電未可見
而大雨震電 此陽氣大失其節 猶隱公久居位不反
於桓 失其宜也(中略)發於九年者 陽數以極
而不還國於桓之所致

これについては、上にあげた異〔5〕を参照

〔30〕(莊公三十有一年)冬不雨〔傳〕記異

京房易傳曰 旱異者 旱久而不害物也 斯祿去公
室 福田下作 故陽雖不施 而陰道獨行 以成萬
物也 先是比築三臺 慶牙專政之應

ここは、「先是」で起こし、「應」で結んでいて、
先に定立した「災」の基本型そのものである。

〔31〕(僖公二年)冬十月不雨〔傳〕記異

説與前同

〔32〕(僖公)三年春王正月不雨〔傳〕なし

〔33〕(僖公三年)夏四月不雨〔傳〕記異

時僖公得立欣喜 不恤庶衆 比致三旱

以上の三例は一組である。つまり、〔31〕・〔32〕・〔33〕とい
う三つの「異」が、同一の人事の應徴とされているの

であり、いわば逆複合型である。

〔35〕(僖公十年)冬大雨電〔傳〕記異

夫人專愛之所生也

〔46〕(僖公二十有九年)秋大雨電〔傳〕なし

夫人專愛之所生

この二例の人事「夫人專愛」は、經文を特定しにく
いが、既に、八年の「秋七月禘于大廟 用致夫人」あ
たりをも指している、と思われるから、過去の人事と
考えてよからう。また、「所生」というのは、前徴に
は使われない言葉のようである。したがって、これも、
實は逆複合型である。

〔89〕(襄公二十年)冬十月丙辰朔日有食之〔傳〕なし

自溴梁之盟 臣恣日甚 故比年日食

〔90〕(襄公二十有一年秋)九月庚戌朔日有食之〔傳〕な
し

〔91〕(襄公二十有一年)冬十月庚辰朔日有食之〔傳〕な
し

〔92〕(襄公)二十有三年春王二月癸酉朔日有食之〔傳〕
なし

ここも、四つの異〔89〕・〔90〕・〔91〕・〔92〕が、同一の人事の

應徴とされていて、逆複合型である。

〔38〕(哀公十有三年冬) 十有二月螽〔傳〕なし

黄池之會 費重煩之所徴

「螽」は、普通、秋に現われ、その場合は「災」であるが、冬の場合は「異」である。つまり、ここは、「異」を人事の應徴としているのである。なお、單純型のところであげた〔35〕を参照。

〔應徴か前徴か、はつきりしないもの〕

(一) 災 例なし

(二) 異 十一例

〔12〕(桓公十有四年春) 無氷〔傳〕記異

周之正月 夏之十一月 法當堅氷 無氷者 温也

此夫人淫泆 陰而陽行之所致

ここは、人事がはつきりせず、もちろん、經文も特定できない。また、「所致」という言葉は、應徴にも

前徴にも使われ、時の指標となり得ない。

〔42〕(僖公十有五年秋九月) 己卯晦震夷伯之廟〔傳〕記

異

此象桓公德衰 彊楚以邪勝正 僖公蔽於季氏 季氏蔽於陪臣 陪臣見信得權 僭立大夫廟 天意若曰 蔽公室者是人也 當去之

ここには「象」とあつて、「象」は普通、前徴に使われる言葉であり、また、「彊楚以邪勝正」は、二年の泓の戦いを指しているようだが、「僭立大夫廟」は、明らかに過去の人事である。

〔47〕(僖公三十有三年冬十有二月) 霰霜不殺草 李梅實

〔傳〕記異

此祿去公室 政在公子遂之應也

〔49〕(文公二年) 自十有二月不雨 至于秋七月〔傳〕記異

此祿去公室 政在公子遂之所致也

〔53〕(文公十年) 自正月不雨 至于秋七月〔傳〕なし

公子遂之所招

〔55〕(文公十有三年) 自正月不雨 至于秋七月〔傳〕なし

公子遂所致

この四例の人事は、いづれもみな、公子遂にかかわるものだが、「應」や「所致」は、應徴にも前徴にも使われ、また、「所招」は、唯一の例であつて、いづれもみな、時の指標とはなり得ない。ちなみに、公子遂は、[47]のだいぶ以前から[55]のだいぶ以後まで、長い期間にわたつて、經文にししばしば登場する。

[69] (成公元年春二月) 無氷〔傳〕なし

是時成公幼少 季孫行父專權而委任之所致

ここは、「所致」だから決め手にならず、また、季孫行父は、以前にも以後にも、經文に登場する。

[78] (成公十有六年夏六月) 甲午晦〔傳〕記異

此王公失道 臣代其治 故陰代陽

ここは、人事が具體性を缺いており、また、「故」は、論理的關係を示すだけで、時の前後關係は示せない。

[97] (襄公) 二十有八年春無氷〔傳〕なし

豹羯爲政之所致

ここも、「所致」だから決め手にならず、また、叔孫豹と仲孫羯の兩名は、以前にも以後にも、經文に登

場する。

[101] (昭公三年) 冬大雨雹〔傳〕なし

爲季氏

[102] (昭公) 四年春王正月大雨雪〔傳〕なし

爲季氏

この二例には、「爲」とあるが、これだけでは、何の決め手にもならない。

なお、ここで「はつきりしない」というのは、あくまで、筆者にとつてのことであるから、強いてどちらかに讀め、と言われれば、筆者にも用意がある。その場合は、これらの異を、いづれもみな、定義に合致する「前徴」としてではなく、定義に反する「應徴」として讀みたいと思う〔78〕だけはやや躊躇するが。そうすると、この項目はなくなり、全て、定義に反するものに吸収される。

〔應徴でもあり前徴でもあるもの〕

(一) 災 例なし

(二) 異 六例

16 (莊公七年) 夏四月辛卯夜恆星不見 夜中星實如雨

〔傳〕記異

列星者 天之常宿 分守度 諸侯之象 周之四月
夏之二月 昏參伐狼注之宿當見 參伐主斬艾立義
狼注主持衡平也 皆滅者 法度廢絶 威信陵遲之
象 時天子微弱 不能誅衛侯朔 是後遂失其政
諸侯背叛 王室日卑

ここは、上に「象」とあり、下に「是後」とあつて、この限りでは、「異」解釋の基本型そのものであるが、その間に「時」とあつて、これは過去の人事である。つまり、前徴の中に、應徴的要素が忍び込んでいるのである。

52 (文公九年秋) 九月癸酉地震〔傳〕記異

天動地靜者 常也 地動者 象陰爲陽行 是時魯
文公制於公子遂 齊晉失道 四方叛德 星孛之萌
自此而作 故下與北斗之變所感同也

ここは、「是後」とはないが、前項16と同じことが

言える。なぜならば、次にあげる56によつて、「齊晉失道 四方叛德」は將來の人事であり、すぐ上に「是後」がついているも同然である、ということがわかるからである。

56 (文公十有四年) 秋七月有星孛入于北斗〔傳〕記異

孛者 邪亂之氣 孛者 掃故置新之象也 北斗
天之樞機玉衡 七政所出 是時桓文迹息 王者不
能統政 自是之後 齊晉並爭 吳楚更謀 競行天
子之事 齊宋莒魯弑其君而立之應

ここも、「象」「自是之後」「應」が、前徴であることを示し、にもかかわらず、「是時」は、應徴的要素である。なお、52と56とは、前徴に關しては、複合型である。

86 (襄公十有六年夏) 五月甲子地震〔傳〕なし

是時溟梁之盟 政在臣下 其後叛臣二 弑君五
楚滅舒鳩 齊侯襲莒 乖離出奔 兵事最甚

ここは、「其後」の方が主なのであるが、「是時」が應徴的要素であることに、かわりはない。

22 (定公元年) 冬十月霜殺菽〔傳〕何以書 記異也

此災菽也 曷爲以異書 異大乎災也

異者 所以爲人戒也 重異不重災 君子所以貴教
 化而賤刑罰也 周十月 夏八月 微霜用事 未可
 殺菽 菽者 少類 爲稼強 季氏象也 是時定公
 喜於得位 而不念父黜逐之恥 反爲淫祀立煬宮
 故天示以當早誅季氏

ここは、「異」の方を重んずるといふのだから、前
 徴を強調したのであるが、「當」とあるように、
 實際に言っていることは、前徴というよりも、むしろ
 當爲であり、しかも、「是時」とあつて、應徴的要素
 が入りこんでいる。なお、一般に、天の戒めには二種
 類あると思われる。一つは、こうせよという命令、つ
 まり當爲であり、もう一つは、こういう悪い事が起こ
 るであろうという指摘、つまり前徴である。ただし、
 このことについては、『漢書』五行志に頻出する「天
 戒若曰」に焦點をあてて、稿を改めて検討する必要が
 ある。

㊦(哀公三年)夏四月甲午地震〔傳〕なし

此象季氏專政 蒯贖犯父命 是後蔡大夫專相放

盜殺蔡侯申 辟伯晉而京師楚 黃池之會 吳大爲

主

ここは、「象」とあるが、その下は過去の人事であ
 る。つまり、「象」が珍しく、應徴に使われているの
 である。なお、上の㊦から㊦までの五例では、どちら
 かというと、前徴が主で應徴が従であつたが、この例
 では、兩者に差がないようである。

なお、このような、應徴でもあり前徴でもあるとす
 る解釋には、次のような先例がある。

○桓公三年七月壬辰朔日有食之既 董仲舒劉向以爲
 前事已大 後事將至者又大 則既 先是魯宋弑君
 魯又成宋亂 易許田 亡事天子之心 楚僭稱王
 後鄭拒王師 射桓王 又二君相篡〔『漢書』五行
 志〕

これは、實は、皆既食に限られたことではないのだ
 が、先にも述べたように、董仲舒の災異説の構造は、
 別に解析する。

おわりに

以上、百三十九條について、公正さを期するために、

その全てを擧げ「傳・注の文そのものは、適宜、抜粹してある」、また、煩雜さを避けるために、それぞれ一度だけ擧げ、基礎的な解析をした。今ここで、それらを回想し、特に重要と思われる點を、解析の結果としてまとめると、次の三つになる。

- (1) 何休自身の定義に反するものが數多くあること
- (2) 應徵と前徵とを兼ねるものがいくつもあること
- (3) 「災」と「異」との基本型が同じであること

最後の點について、もう一度、基本型をあげると、

災 「先是」+(A)(B)+(C)+「應」 「所致」
 異 「是後」+(A)(B)+(C)+「應」 「所致」

となる。つまり、かたや應徵かたや前徵という、時間的方向性の相違にもかかわらず、「應」あるいは「所致」という、同一の表現が使用されているのである。

さて、以上の三點から、いったい何が言えるのか。結論は平凡である。つまり、「何休は、災と異との區別、あるいは、應徵と前徵との區別に、あまり神經質になつていない、言いかえれば、あまり嚴密性を要求

していない」ということに盡きる。たしかに、62などに注目すれば、「あらかじめ戒める」という效用の點から、「異」を特に重視しているように見えるが、『春秋』のような過去の人事に於いては、このような當爲はあまり意味を持たない。なぜならば、人が戒めを聞き入れた例は、66などを除いて、ほとんどない、からである。要するに、「異」は所詮、單なる前徵に過ぎない、ということである。したがって、ごく大ざっぱな言い方をすれば、「何休の『春秋』災異解釋とは、災異經文に注目し、それと對應するにふさわしい人事經文を、それより前、あるいは後から、探し出す作業である」と言える。

なお、このような平凡な結論から、我々が受けとるべき教訓は、災異思想の眼目は、あくまで、災異と人事との相感性そのものにあり、災異思想を云々するに際しては、應徵と前徵とを嚴密に區別することに、あまり意味はない、ということである。したがって、平凡とはいえ、この結論は、「董仲舒に在つては災異は飽くまで君主に對する警告なるを以て、必ず過去の行爲に聯關して解釋せられ、將來發生すべき社會的事態

に對する暗示の意味は毛頭無い。此の兩者を對比する時、我は董仲舒より眭弘に至る間に、災異説は君主權の過大を防止せむとする憲法的性格から未來を豫知せむとする迷信的色彩を帯びるに至つたことを看取し得る」〔重澤俊郎『周漢思想研究』百九十八頁〕といつたような言説を批判するのに、有力な武器の一つとなり得るであらう。ただし、それには勿論、もう一つ、董仲舒自身の災異説の構造解析が必須である。

〔附記〕

筆者は、先に、「春秋公羊傳」及び何休「春秋公羊經傳解詁」の日本語全譯として、『春秋公羊傳何休解詁』を上梓したが〔汲古書院・一九九三年一月〕、その冒頭の解説に於いて、「孔子《春秋》にかかわる、

過去の經學的營爲を、『春秋學』と呼ぶとすれば、それらにかかわる、現在の我々の學問的營爲は、さしづめ、『春秋學』學と呼ぶことが出来るであらう。ところで、學問であるからには、論ずることが主眼となるのは、當然のことであらうが、從來の所謂『春秋學』學では、論ずることを急ぐあまり、讀むことが疏かにされてきた、ように思われる。そこで、いささか迂遠ではあるが、しばらく立ち止まつて、文獻資料をじっくり讀んでみよう、というのが、本書の發想である」と述べておいた。それでは、じっくり讀んでみると、どんなことが見えてくるのか——今までとは違つたところが見えてくるのではないか。讀書節記風にはあるが、それを垣間見ようとしたのが、本稿である。